

まんりきちく かつせいかけいかく
万力地区活性化計画

山梨県・山梨市

平成19年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	万力地区活性化計画	都道府県名	山梨県	市町村名	山梨市	地区名(1)	万力	計画期間(2)	H19～H21
-------	-----------	-------	-----	------	-----	----------	----	-----------	---------

目 標 : (3)

定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能確保及び基盤整備の円滑化のため、農業基盤である農業用道路、農業用排水路(受益面積A=16ha)の整備を進め、地域特産農産物であるぶどう・桃の生産営農の省力化や農地の保全を図り、農業経営の安定化により、農家および定住人口の減少抑制を目標とする。

また山梨県は、策定を進めている「やまなし農業ルネサンス大綱」に「次代につながる力強い産地づくり」「自然と調和した美しい里づくり」を掲げている。本活性化計画に基づき、果樹産地強化のため次世代が意欲を持って農業に取り組めるよう基盤整備を行い、また事業を通じ農家のみならず農村地域の住民が一体となって農村資源の管理・保全の体制づくりを進めることで、大綱に掲げる施策の実現にもつなげていく。

目標設定の考え方

地区の概要:

山梨市は、山梨県の北東部、甲府盆地の東部に位置し、北部は埼玉県および長野県に接し、山岳・丘陵地帯、南部には笛吹川左岸に平坦地、右岸は平坦地から丘陵地帯が広がり、都心から約100km圏に位置している。

本地区は、本市南西部に位置し、南北に流れる笛吹川右岸の丘陵地帯である。

この地区は国道140号沿線に住宅地が広がり、標高350～500mの中山間地帯に果樹(ぶどう、桃)の栽培が中心の耕地を構える専業、兼業混在の農業地帯であり、ぶどう園や桃畑が醸し出す農村景観と、富士山の眺望がすばらしいところでもある。また付近に、山梨県有数の公園である笛吹川フルーツ公園、万力公園や、ほったらかし温泉などの観光施設を控える地域でもある。

現状と課題

本地区は、その地形や気候条件などを生かしながら、果樹(ぶどう等)を中心とした農業で発展してきた。

今までも、果樹農業の経営安定化を目指し、畑地灌漑施設、果樹出荷施設の整備などの農業基盤作りや、ハウス栽培などの先進農業の推進も図ってきた。さらに、フルーツ公園内のフルーツセンターに農協運営による農産物直売所、周辺農地先でも自家直売所により、果樹の販売拡大に取り組んでいる。

しかし、生産者の高齢化や後継者不足、産地間競争など、農業経営の先行きが厳しい状況であることから、農家戸数の減少により、生産基盤(農道、排水路)の未整備による、生産効率の悪い耕地が遊休農地化し、荒廃が進み周辺農地の営農耕作にも支障をきたしている。

また、耕作放棄地の拡大により、観光資源としての美しい果樹農村景観が損なわれている。

今後の展開方向等(4)

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、農業による地域活力が低下する中、狭小で簡易舗装の老朽が著しい農道の改良や、既存空石積で崩壊もあり、排水機能に支障をきたしている農業用排水路の改良等、農業基盤の整備を促進し、営農の省力化や被害防止により、農業経営の安定・効率化および維持管理の節減をはかる。(受益面積 A=16ha)

また、基盤整備により営農効率が向上した農地は、担い手等が中心となり、地域ブランドであるぶどう、桃などの果樹再編にむけた苗木育成圃場等への利用を図り、農業者の農家離れに歯止めをかけ、定住の促進に寄与する。また定住促進プロジェクト(頑張る地方応援プログラム)による地域住民・交流者の体験農業、新規就農のための圃場として活用を進め、農家人口、定住人口の減少抑制を図る。

さらに、笛吹川フルーツ公園や、ほったらかし温泉への観光客がいり込むこの地域として、美しい農村景観の保全の取組について検討していく。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
山梨市	万力地区	基盤整備(農業用道路)	山梨市	有	イ	
山梨市	万力地区	基盤整備(農業用排水施設)	山梨市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

3 活性化計画の区域(1)

万力地区(山梨県山梨市)	区域面積 (2)	130ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 国道140号と富士川水系夕川と準用河川滝沢川に囲まれた樹園地が広がる丘陵地域で、106ha(区域の81.5%)の農林地面積を占める区域であり、またその樹園地を営農耕作をしている農家が居住している区域でもある。		
法第3条第2号関係: 農業従事者の高齢化および後継者不足が進むなか、農業による地域活力の低下を抑制するためには、定住を図ることが必要不可欠な区域である。		
法第3条第3号関係: 国道140号沿線に農家などの住居や商店等が連たんしている状況(A=15ha)で、市街地を形成している区域および、都市計画法に基づく用途地域は含んでいない。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

計画区域内の農家戸数および定住人口の状況について、平成22年度、山梨市において調査、検証する。また定住等の促進に資する農業用道路及び農業用排水施設等の整備・保全により条件整備がされ機能が確保された農地の面積を現地で検証する。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内的の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。